

毎週火、金曜日発行（但休日には隔日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇告示 昭和二十六年八月二日鳥取県告示第三百四十四号の一部変更
- 小売販売業者甲の登録
- 牛の結核病等検査の実施
- 牛の肝てつ検査等の実施
- 乳牛の結核病検査等の実施
- ◇公告 美容師試験の実施

規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年四月十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一の百九十七中「建築塗装工 千五百円」を
「建築塗装工 千五百円
配管工 千五百円」に
改める。

附 則

この規則は、昭和三十八年四月十五日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六十八号

昭和二十六年八月二日鳥取県告示第三百四十四号の一部を次のように変更する。

昭和三十八年四月十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗
漁場の位置及び区域

漁場の位置 鳥取県境港市地先

の交点
リから前記平行線上冲出し二八〇メートルの点

基点甲 米子市、境港市界

チ リトの線と乙ロの線との交点

基点乙 境港市旧灯台

漁場区域

甲、イ、ロ、ハを結んだ線と甲ニ間最大高潮時海岸線及びハニ間防波堤とによつて囲まれた区域。ただし、ハニ間の防波堤とホニ間の最大高潮時海岸線及びホ、ヘ、ト、チ、ハを結んだ線に囲まれた区域を除く。

基点丙 境港市防波堤先端灯台

乙より八十七度の線と丙及びイを結んだ線の交点

イ 甲より六十六度三千メートルのところ

ロ 乙より八十七度の線と丙及びイを結んだ線の交点

ハ 乙より八十七度の線が境港市防波堤と交わるところ

ニ 境港市防波堤接岸点

ホ 二から第一の曲りに至る防波堤の右肩から南方一、〇〇〇メートルの平行線と最大高潮時海岸線との交点

ヘ ホから前記線上冲出し八八〇メートルの点

リ 境港市防波堤の第一の曲り及び第二の曲りの防波堤の中心点を結んだ線から東方一、〇二三・〇九メートルの平行線と防波堤との交点

鳥取県告示第百六十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第二十二條の第二項の規定に基づき、次のとおり昭和三十八年三月一日小売販売業者甲の登録をした。

昭和三十八年四月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百七十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病及びブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六條の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十八年四月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。

ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。

登録番号

氏名又は名称

住 所

所

営業所の所在地

事業区域

三七二

宮脇 耕蔵

鳥取市東品治町一の一

住所に同じ

鳥取市第一

四 実施期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法
結核病検査……ツベルクリン皮内注射反応
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応、国際法

別表

一 実施期日 次 実施区域 実施場所

四月 四月 管内一円 東伯家畜市場

四月 四月 管内一円 安蔵検診場

十二日 十五日 八頭郡用瀬町社区 智頭町 智頭家畜市場

十三日 十六日 富沢区 智頭区 智頭家畜市場

十七日 二十日 山形区 芦津検診場

二十三日 二十六日 船岡町金城 船岡家畜市場

鳥取県告示第七十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬並びに気腫疽予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査、投薬及び注射を受けることを命ずる。

昭和三十八年四月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ症及び気腫疽予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。

気腫疽予防注射

牛。ただし、生後四ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。

除く。

- 四 実施期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び投薬の方法

検査

肝てつ検査……皮内注射反応、虫卵検査

投薬 肝てつ駆除……ピチコン製剤投与、ヘキサクロ、エタ

ン製剤投与

注射

気腫疽予防注射……気腫疽予防液皮内注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
四月 十三日	日南町日野上	河上検診場、宮内、矢戸
十五日	福栄	三栄検診場、丸山、霞
十八日	福塚	福塚、中野
十九日	上坂、大阪、井原	
二十二日	山上	笠木、茶屋、福寿実
二十三日		福寿実、佐木谷検診場、福万来

鳥取県告示第七十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて乳牛の結核病ブルセラ病検査及肝てつ検査、駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査、駆除を受けることを命ずる。

二十四日	多里	新山検診場、新屋、萩原
二十五日	下萩、滑、多里検診所	
二十六日	大宮	折渡検診所、下栗谷、印賀検診場、宝谷検診所
二十七日	中津谷、中原、本山	
五月 六日	石見	立岩検診場、無坂、市場、原
七日		上石見検診場、山根、谷川、宗金、野田
八日		大原検診場、下花沢、上花口、東の原検診場、元庄屋
九日	阿毘縁	上阿毘縁、大宮、戸波、下阿毘縁、大原

昭和三十八年四月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病並びに肝てつ予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病、ブルセラ病

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している

牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。

肝てつ検査、駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの分べん前一ヶ月のもの及び分べん後一ヶ月のものを除く。

肝てつ検査、駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの分べん前一ヶ月のもの及び分べん後一ヶ月のものを除く。

四 実施期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核検査……ツベルクリン皮内反応

肝てつ検査及び駆除

実施月日	実施区域	実施場所
四月十五日	日野郡江府町米沢地区	貝田家畜検診場
〃 十七日	〃 〃	美用 〃
〃 十八日	〃 〃	御机 〃
〃 二十日	〃 〃	助沢 〃
〃 二十二日	〃 〃	小原 〃
〃 二十三日	〃 〃	根雨地区 船場、貝原 〃
〃 二十四日	〃 〃	板井原、金持 〃
〃 二十五日	〃 〃	野田、安原 〃
〃 二十六日	〃 〃	日野地区 小林、本郷 〃 門谷、横路 〃

公 告

理容師法(昭和二十七年法律第二百三十四号)第二条
 第一項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和三十
 二年法律第六十三号)第四条第一項の規定による美容
 師試験を次のとおり実施する。

昭和三十八年四月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の日時及び場所

1 学科試験

日時 昭和三十八年五月二十七日 午前九時
 場所 鳥取市東町 鳥取県庁講堂

2 実地試験

日時 昭和三十八年六月十日 午前九時
 場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

二 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七
 条に規定する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施
 設又は美容師養成施設を卒業したのち一年以上の実地
 習練を経たもの

三 試験の方法

試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学
 科試験に合格した者でなければ受けることができない。

四 出願方法

1 昭和三十八年五月一日から昭和三十八年五月十五
 日まで(郵送のものについては、締切期日の消印の
 あるものは、有効とする。)

2 願書の提出先

- (1) 県内居住者は、所在地を管轄する保健所
- (2) 県外居住者は、鳥取市東町鳥取県厚生部衛生課

3 提出書類

- (1) 受験願書(別記様式)
- (2) 履歴書(最終学歴及び養成施設の入学から実地
 習練終了までの場所、期間を記載すること。)
- (3) 指定養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書
- (4) 実地習練を終了したことを証する書面
- (5) 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- (6) 写真(出願前六月以内に撮影した名刺判、脱帽
 正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年
 月日を記載したもの。)

4 理容師法施行令(昭和二十八年政令第三百三十二
 号)第五条第四項又は美容師法施行令(昭和三十

年政令第二百七十七号)第二条第四条第四項の規定
 により、学科試験を免除された者は、(2)から(4)まで
 の書類に替えて、知事の発行した理容師又は美容師
 学科試験免除通知書を提出すること。

五 試験手数料

- 1 試験手数料は、五百円とする。
- 2 前項の手料は、五百円に相当する額の鳥取県収
 入証紙を受験願書の所定欄にはりつけ納付すること。
 (この収入証紙に消印を押さないこと。)ただし、
 県外の居住者は現金で納付すること。

六 試験場に持参するもの

- 1 学科試験
 受験通知書、筆記用具及び昼食
- 2 実地試験
 (1) 受験通知書、昼食及び上はき
 (2) 理容師試験を受ける者
 白衣及び調髪、顔そりに必要な器具、応急薬品等

(3) 美容師試験を受ける者

白衣及びコールド、パーマネンドウエーブ等の施
術上必要な器具材料、化粧品及び応急薬品
七 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。ただし、
美容のモデルは、なるべく年令十八才から三十才まで
の者で、髪に著しいくせのない者であること。
八 その他

- 1 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送
するので、受験願書に、必ず住所を明記すること。
- 2 該験について不明の点がある場合は、所轄の保健
所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。
- 3 文書による照会には、返信料を同封すること。

別記様式

美容師(美容師) 試験受験願書

本籍地

現住所(番地及び何々方まで記入する
こと。)

(ふりがな)

氏 名

年月日生

美容師法第二條第一項(美容師法第四條第一項)の規
定による美容師(美容師) 試験を受けたので、別紙関
係書類を添えてお願ひします。
昭和三十八年 月 日

右

氏 名

鳥取県知事 石破二郎 殿

注 実地試験のみの受験者は、標題の下に「実地」と
朱書すること。

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の

申込みについて

昭和三十七年度の鳥取県公報購読期間は、来る三月三十一日で満了となりますが、昭和三十
八年度においても、引き続き購読を希望される方又は新規に購読を希望される方は、裏面申込
書に記入のうえ、購読期間分の料金(一部一箇月二百五十円。郵送料を含む。)を添えて三月
二十九日午前中までに、広報文書課へお申し込み下さい。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日からの配布は
行ないません。

なお官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は、四月以後に県が発する納額告知
書により納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和三十八年 月 日から昭和 年 月まで鳥取県

公報を 部購読したいので、購読料金 円也を添

えて申し込めます。

昭和三十八年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
電話 一部月極二五〇円(配達料共)